

議案第73号関連資料

明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例制定のこと

1 制定の目的

本市がこれまで「誰一人取り残さない やさしいまち」を掲げて推進してきたインクルーシブなまちづくりを踏まえて、優生上の理由により強制的に不妊・中絶手術を受けた、旧優生保護法の被害者である市民に寄り添い、差別を許さないまちづくりをさらに推進するために、新たに「明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例」を制定しようとするものです。

2 条例の要旨

- ・被害者等に寄り添った相談支援、情報提供、調査への協力等を行う。
- ・支援金の対象は、不妊手術・中絶手術を受けた本人とその配偶者である明石市民とする。ただし令和3年7月1日から条例施行日まで引き続き市民である者に限る。
- ・支援金の金額は1人300万円とする。
- ・支援金の支給に当たっては、外部委員（有識者、当事者、弁護士等）による審査を実施し、適正な支給に努める。

3 検討の経過

条例の検討にあたっては、障害のある当事者や学識経験者等をアドバイザーに委嘱して意見交換等を実施し、具体的なニーズや施策のあり方等についてアドバイスをいただき、論点を整理しました。またパブリックコメントを実施し、市民等の声をしっかりと聞きながら条例案を取りまとめました。

4 パブリックコメントの実施結果

- (1) 実施期間 2021年8月15日(日)～29日(日)
- (2) 意見総数 260件 すべて賛成意見(うち明石市民 40件)
- (3) 主な意見 別紙のとおり

5 施行期日

2021年(令和3年)10月1日